

国立大学法人東京農工大学部局組織運営規程の一部改正

現行	改正案	改正理由
<p>目次</p> <p>第1章 総則(第1条)</p> <p>第2章 部局の組織・部局長等(第2条―第4条)</p> <p>第3章 部局運営委員会(第5条―第9条)</p> <p>第4章 教授会・代議委員会(第10条―第13条)</p> <p>第5章 雑則(第14条)</p> <p>附則</p> <p>本則</p> <p>第1章 総則</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この規程は、国立大学法人東京農工大学組織運営規則(以下「規則」という。)第6章に規定する部局の組織及び運営に関する事項について定める。</p> <p>第3章 部局運営委員会</p> <p>(委員会の職務)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 委員会は、教授会から委任された事項について審議し、<u>決定したときは、当該教授会に報告するものとする。</u></p> <p>3 (略)</p>	<p>目次</p> <p>第1章 総則(第1条)</p> <p>第2章 部局の組織・部局長等(第2条―第4条)</p> <p>第3章 部局運営委員会(第5条―第9条)</p> <p>第4章 教授会・代議委員会(第10条―第13条)</p> <p>第5章 雑則(第14条)</p> <p>附則</p> <p>本則</p> <p>第1章 総則</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この規程は、国立大学法人東京農工大学組織運営規則(以下「規則」という。)第<u>26条第1項の規定に基づき部局(グローバルイノベーション研究院を除く。以下同じ。)</u>の組織及び運営に関する事項について定める。</p> <p>第3章 部局運営委員会</p> <p>(委員会の職務)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 委員会は、教授会から委任された事項について審議したときは、<u>その結果を</u>当該教授会に報告するものとする。</p> <p>3 (略)</p>	

附 則 (教規程第10号)

この規程は、平成28年4月1日から施行する。